

千葉みなと1号、2号浮さん橋における不定期航路事業（通船業務）に係る使用要領

1 目的

この要領は、千葉港千葉中央地区の係留施設「千葉みなと1号浮さん橋」「千葉みなと2号浮さん橋」（以下、「さん橋」という。）における通船業務に係る使用に関し、必要な事務の取扱いについて定めるものである。

2 概要

さん橋の概要は、下記のとおりである。

(1) 位置図及び使用可能箇所 別添図のとおり

(2) 諸元 下表のとおり

内 訳	
港湾施設名	千葉みなと1号浮棧橋
構造形式	RCハイブリッド製
浮体長	50m
浮体幅	10m
浮体高	1.9m
乾舷高	0.9m
計画水深	2.0m（実水深は9m以上あり。）
係船曲柱 （ビジター）	150KN、直径25cm、高さ45cm、 設置間隔10m、計6基
係船環	RBφ32 5組（10m間隔）
防舷材（V型）	長さ1m、高さ15cm、設置間隔5m
照明灯	平均照度50LX

内 訳		
港湾施設名	千葉みなと2号浮棧橋	
構造形式	RCハイブリッド製	
浮体長	50m	
浮体幅	10m	
計画水深	2.0m	
付帯施設	係船柱（t×基）	5×22
	防舷材（基）	20
	照明設備（基）	12
	救命設備（名称×個）	ゴム梯子 2

(3) 管理者 千葉市長（都市局都市部交通政策課 事務取扱）

(4) 管理事業者 さん橋管理使用調整業務の受託者

3 使用資格

(1) 使用については、「旅客不定期航路事業」の許可又は「人の運送をする内航・外航不定期航路事業」の届出を行っている船舶が、業として通船業務を実施する運航に限るものとし、管理者へ使用者登録を行っている者に限るものとする。また、次のいずれかに該当する場合は使用することができない。

ア 宗教・政治的目的で実施するもの

- イ 公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害となり、又はそのおそれのあるもの
- エ 美観風致を害し、又はそのおそれのあるもの
- オ 公衆に不快の念又は危害を与え、又はそのおそれのあるもの
- カ 法令等に違反するもの
- キ 税金を滞納している等公的機関等との契約における違反があるもの
- ク 他の船着場の使用ルール等を遵守していない事実があるもの
- ケ 港湾の秩序を乱し港湾の不正な使用をするおそれがあるもの
- コ その他、不適切であると管理者が認めるもの

(2) 前項の規定にかかわらず、管理者が特に認めた場合は使用できるものとする。

(3) 使用者登録については、以下の資料を管理者へ提出し、登録を行うものとする。

①使用者登録届出書

②「旅客不定期航路事業」の許可書又は「人の運送をする内航・外航不定期航路事業」の受理書の写し

(4) 使用にあたっては、使用者登録を行った事業者及び船舶について認めるものとする。

4 使用条件

使用については、3に定める資格要件を満たすとともに、次の各号の全てに該当する場合に限るものとする。

(1) さん橋を使用する他の船舶と乗降等について、調整が可能であること。

(2) 管理者から、千葉県港湾管理条例（以下「条例」という。）第4条第1項に基づく使用許可を受けていること。

5 使用できる船舶

さん橋を使用できる船舶は、使用者登録時に届出た船舶であり、全長15m程度、総トン数20トン程度までの船舶であって、次のいずれかに該当する船舶である。

(1) 海上運送法に基づき、関東運輸局長からさん橋を起点又は終点とする旅客不定期航路事業の許可を得た船舶

(2) 海上運送法に基づき、関東運輸局長にさん橋を起点又は終点とする人の運送をする内航・外航不定期航路事業の届出をした船舶

(3) その他管理者が特に認めた船舶

6 使用時間

(1) さん橋は、9時から18時まで使用できるものとする。

(2) 時間外はさん橋の門扉を施錠する。

(3) 時間外の使用を希望する者は使用申請時にその旨を申し出るものとし、門扉の開錠及び施錠については、管理者からの指示に従うこと。

(4) 時間外使用に伴う門扉の開錠方法、施錠方法については、使用手続きの完了後、管理者から通知するものとする。

7 使用料

さん橋を使用した場合には、千葉県港湾管理条例第9条及び千葉県使用料及び手数料条例に定めるところにより、使用料を納入すること。ただし、総トン数5トン未満の船舶を除く。

8 使用手続き

さん橋の使用に必要な手続きは次のとおりである。

(1) 使用者登録

さん橋の使用にあたっては、使用者登録届出書により、使用する事業者及び船舶について、管理者へ使用者登録を行うものとする。

(2) さん橋の使用方法

ア 事前協議

- (ア) さん橋を使用しようとする者（以下「申請者」とする）は、事前に使用日時や内容等を管理者と協議する。
- (イ) 管理者は、協議内容が条例等に適合するものであるか確認し、使用の可否を判断する。

イ 申請

- (ア) 事前協議により、さん橋を使用できることになった場合、申請者は、千葉県港湾管理条例に基づく「岸壁・物揚場使用許可申請書（別添のとおり）」（以下、「申請書」という。）を管理者へ、ファクシミリ又は電子メールにて提出する。申請書には、管理者から指示があった場合は、別途指示された資料を添付する。
- (イ) 管理者は、申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足がないことを確認するとともに、さん橋の使用を調整する。申請書に不備や不足がある場合には申請者に補正させたうえで再度提出させる。
- (ウ) 申請書の申請は、使用する日の3日前までに行うものとする。3日前が土日祝日の場合は直近の平日とする。
- (エ) 3日前までに申請できずに使用する必要性が生じたときは、その旨を管理者及び管理事業者へ連絡の上、速やかに申請書を提出すること。
- (オ) 明確な理由なく、3日前までに申請を行わずにさん橋を使用した場合は、使用者登録を抹消し、今後のさん橋の使用を認めない場合がある。
- (カ) 管理者は、申請書の内容及びさん橋の使用を調整したうえで、使用に支障が無いと認められる場合には、申請書に受付印を押印し、電子メール又はファクシミリで申請者へ返信する。

ウ 審査基準

- (ア) 使用者登録が行われていること。
 - (イ) 3に定める者が申請者であること。
 - (ウ) 5に定める船舶を使用すること。
 - (エ) 6に定める時間内であること。
 - (オ) 千葉県港湾管理条例第4条第2項から第3項に抵触しないこと。
 - (カ) 使用目的が港湾施設の用途及び目的に合致していること。
 - (キ) 使用の期間や方法が妥当であること。
- (2) 当日のさん橋使用
申請者は「申請書（受付印入り）」を現地に持参し、さん橋の管理事業者の指示に従い使用すること。
- (3) 予約の取消し及び予約時間の変更
ア 予約の取消及び予約時間の変更は、使用の1日前の17時（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）までに管理者に連絡するものとし、それ以降の取消又は無断キャンセルの場合は、使用したものとみなして、使用料金を徴収する。
イ ただし、台風等の気象条件によりさん橋を使用できない場合は、その旨を申請者から管理者に事前に電話連絡すれば、使用料金を徴収しない。
ウ キャンセル回数の多い事業者には使用を禁止する場合がある。

(4) 使用料金の納入方法

使用料金は、使用した月の末日で締め、その翌月に1月ごとを単位として、千葉県千葉港湾事務所港営課から申請者に請求書が送付される。申請者は使用料金を千葉県千葉港湾事務所港営課から送付される納入通知書により入金する。なお、納入期限は使用した翌月の末日とするが、当該月の末日が土日祝日の場合、当該月の最後の平日とする。

9 使用に伴う注意事項

申請者は、使用にあたり次の点に注意すること。

(1) 着岸及び乗降に関する注意

- ア 着岸時間を厳守して使用すること。また、乗客には、速やかに乗下船されるよう呼び掛けをすること。
- イ 使用時間は厳守し、他に使用船舶がない場合でも、10分以上の早期着岸や遅延は認められない。やむを得ず遅れる等の場合は、指定する連絡先にあらかじめ連絡すること。
- ウ 発着所付近では騒音の発生に注意し、乗客への指導を行うこと。特に夜間については周辺施設からの苦情を招く原因にもなるので、乗客へ周知徹底すること。
- エ 係留に当たっての綱取り、乗下船案内は申請者で対応すること。
- オ 乗客が乗り降りする際にタラップが必要な場合は、申請者が用意すること。
- カ 乗客の集合と乗下船の安全管理は、申請者の責任で対応すること。

(2) 船舶航行に関する注意

- ア 船舶航行及び事業運営にあたっては、港則法等の関係法令を遵守し、申請者の責任において安全を最優先に使用すること。また、発着所付近では、周辺施設に迷惑がかからないよう静かに航行すること。
- イ 事故発生時には、旅客の安全確保を図り、海上保安庁、千葉港湾事務所及び管理者へ連絡すること。

10 禁止行為

禁止行為を行なった申請者は、以後の使用ができなくなる場合がある。

- (1) さん橋を損傷する行為
- (2) 譲り合わない、怒鳴る等のマナーに反する行為
- (3) さん橋周辺の住民・会社等の迷惑となる行為
- (4) 油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- (5) さん橋での物品販売、募金等
- (6) 危険物の搬入及び貯蔵
- (7) 虚偽による不正な使用者登録
- (8) 納入期限までの使用料金の未納行為
- (9) 門扉の開錠方法を第三者へ漏らす行為
- (10) 本要領を守らない場合
- (11) その他、さん橋の管理上支障をきたす恐れのある行為

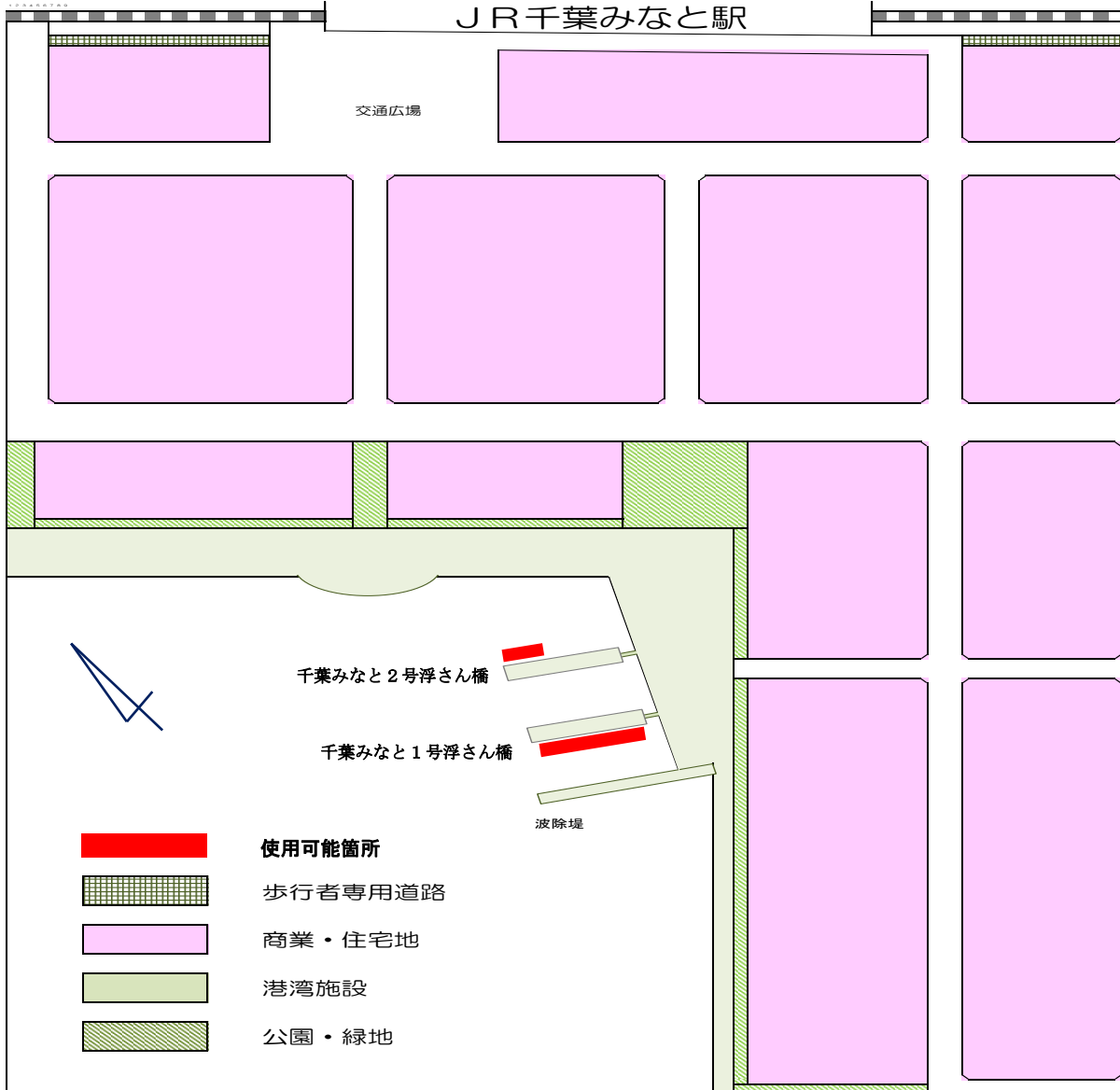
11 その他

- (1) 申請者は、誤操船等によりさん橋を毀損した場合は、速やかに管理者に報告するとともに、管理者の指示により自己の責任で復旧すること。
- (2) さん橋使用上の自損事故及び申請者が第三者に損害を与えた場合等の一切の責任は申請者が負うものとし、管理者は何ら責任を負わない。
- (3) 管理者は、さん橋に係る事故等の突発的な事象や修繕等の事由により、既に承認したさん橋の使用を取り消すことができる。この場合、申請者に損害等が生じてても、管理者は何ら責任を負わない。また、申請者は管理者に補償や損害賠償を請求することはできない。
- (4) 申請者は、実績報告としてさん橋の使用状況について、申請書の下欄（決定欄）に必要な事項を記入し、併せて欄外に乗船者数を記入のうえ、使用後速やかに管理者に提出すること。

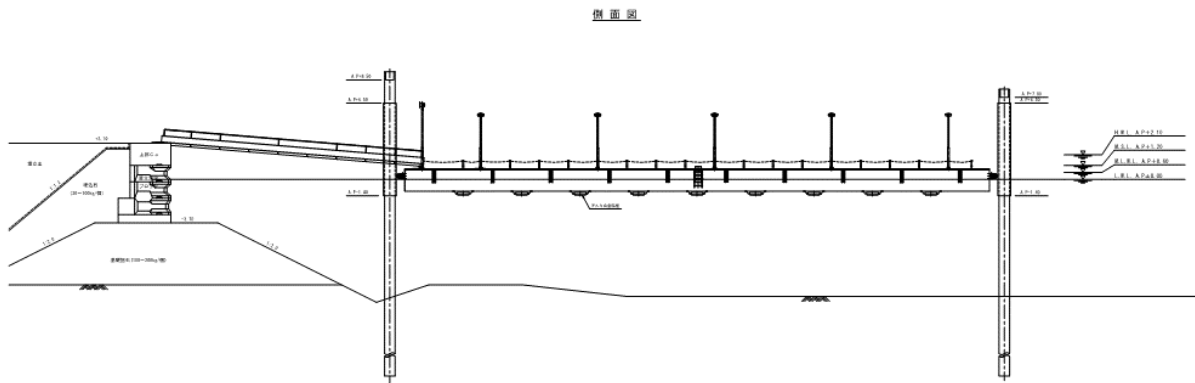
附 則
この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

参考（さん橋位置図）



<さん橋の側面図>



使用者登録届出書

(あて先)
千葉市長

申請者
住所又は所在地
連絡先

千葉みなと1号、2号浮さん橋の通船使用にあたり、以下のとおり使用者情報を届出ます。

なお、使用にあたっては、「千葉みなと1号、2号浮さん橋における不定期航路事業（通船業務）に係る使用要領」に示す使用条件、使用手続き及び禁止事項等を遵守します。

記

1. さん橋を使用する事業者名
2. さん橋を使用する事業者所在地
3. さん橋使用に係る連絡先
電 話 番 号：
F A X 番 号：
メールアドレス：
4. 使用する船舶
別紙「使用船舶概要書」のとおり
5. 業として実施する運航を証明する書類
別紙許可書（写し）又は受理書（写し）のとおり
6. 備考

使用船舶概要書

1 使用船舶の概要

船 名	
船 舶 の 種 類	
船 質	
船 舶 番 号 又 は 船 体 識 別 番 号	
船籍港又は定係港	
進 水 年 月	
船 舶 所 有 者	
総 ト ン 数	
旅 客 定 員	
航 海 速 力	
船 舶 画 像	

* 「船舶国籍証書」「船舶検査証書」「船舶明細書」「船舶検査手帳」を添付願います。

岸壁・物揚場使用許可申請書

千葉市長 様

申請者（提出者・会社）
 船社又は代理店
 運航者
 住所又は所在地

岸壁・物揚場を使用したいので、千葉県港湾管理条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船社又は代理店コード		運航事業者コード	
------------	--	----------	--

信号符字（コールサイン）	船 名		船の全長	船幅
			m	m
国 籍	総トン数	国際トン数	重量トン数	船の種類
日 本	t	t	t	
運 航 区 分	港内シフト予定	使用形態区分		（コールサイン）（被）接舷船名
I：入港 S：移動	有 ・ 無	優先指定船・接舷船		
入港（予定）日時		着岸（希望）日時		離岸（希望）日時
月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分
（コード）	航 路 名	希望船席係留場所		危険品の有無
	外航 定期 内航 不定期	千葉みなと 号浮棧橋		有（A B C）・無
着岸時（入出港時最大）喫水		離岸時喫水		着岸舷側
船首： m	船尾： m	船首： m	船尾： m	P：左舷 ・ S：右舷
前港（又はシフト前バース） （コード）		前港（又はシフト前バース） （コード）		仕出港 （コード）
				仕向港 （コード）

(陸揚)		(船積)		
(コード)	品名	数量(単位)	(コード)	品名
		トン		
		個		
		台		
				トン
				個
				台

船舶油濁損害賠償保障法第39条の4に規定する一般船舶油濁損害賠償等保証契約の締結の有無	有 ・ 無
証契約の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

荷役機械の種類	港運業者名	船 主	押船・曳船の船名及びトン数
備 考			

(決定欄)

船席（着岸位置）		使 用 料 金	
*バース	着岸位置	船舶	*
着岸（予定）日時	離岸（予定）日時		
* 月 日 時 分	* 月 日 時 分	貨物	*
		時間	

注 *印欄は記入しないこと